

# 姫路市立白鷺小中学校 部活動に係る活動方針（部活動規定）

令和元年（2019年）9月9日策定

令和5年（2023年）9月1日改定

## 1 部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、自らの興味や関心等を深く追求し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸ばしたり、学年や学級の枠を越えて、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりする中で、社会性を育み人間形成に資するものである。

## 2 部活動のあり方

『姫路市立中・義務教育学校部活動ガイドライン』（平成31年1月姫路市教育委員会策定）に則り、部活動の実施においては、一人一人の生徒の心身の成長を見据えた適切な指導を計画的に行うとともに、生徒が様々な経験を積み、自らの興味や関心を深く追求する機会を確保するために、適切な休養日を設けるなどバランスの取れた生活ができる環境を整え、安全で安心な活動を徹底するものである。

また、部活動運営懇話会を活用し、学校・保護者・地域が三位一体となり、部活動が生徒にとって総合的な人間形成の場となるよう環境整備に努めるものである。

## 3 部活動の目的

日常の練習においては、大会やコンクール等の結果のみを目標にするのではなく、一人ひとりの将来像に目を向けて取り組み、学校教育目標の達成ならびにこれからの社会を主体的にたくましく生きる力の育成を目指す。

## 4 指導と体制

### （1）部活動に係る活動方針

ガイドラインに則り、校長は学校の教育活動との関連を考慮し、随時「部活動に係る活動方針」を見直し、学校ホームページ等で公表するとともに、その運用を徹底する。

### （2）活動計画・実績報告

部活動顧問は本活動方針に則り、以下のものを作成し、校長に提出する。また、生徒・保護者に活動計画を事前に伝える。

①指導方針

②毎月の活動計画

③活動実績

④大会やコンクール等で校外へ出る場合の報告

### （3）活動時間および日数について

①成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送るとともに、部活動以外の多様な活動に触れる時間の確保を図るため、平日1日、週休日（土日）1日の休養日を設ける。

②1日の活動時間は、準備・片づけの時間を除き、平日2時間、休日3時間程度（朝練習も活動時間に含む）とする。

③長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。さらに、生徒が家庭や地域で過ごす機会を確保できるよう、長期休業日にはまとまった休養期間（オフシーズン）を設ける。（例：お盆休暇、お正月休暇等）

### （4）校外での活動について

①校外で活動する場合は、実施日や場所、引率方法など必ず事前に校長に報告する。

②公式戦については、活動時間の規定に該当しないが、活動中における生徒の体調管理や活動後の疲労回復に努める。

③練習試合については、参加校で協議し、活動時間に配慮する。

④招待大会等の参加については厳選し、参加する場合は、校長に報告し、承認を得る。

## 5 活動規則

### (1) 活動について

- ①活動中は、顧問等の指示に従い、安全を期し、短時間に集中した練習等を実践すること。
- ②特別な事情がある場合、部活動の顧問の判断で活動を中止する場合がある。

### (2) 活動時間について

- ①決められた時間に活動をする。
- ②朝練習、土曜日や日曜日などの休日の活動は、顧問の指導がある時のみ許可する。
- ③完全下校時間は、次のようにする。

・ 4月～9月	18:20
・ 10・2・3月	18:00
・ 11・1月	17:30
・ 12月	17:15

※各部活動の練習内容により、下校時間が早まることもある。

### (3) 活動中の服装等について

- ①活動中の服装は、体操服、各部活動で認められた練習着とする。
- ②休業日の登校は、体操服、または制服、部活動で定められた練習着とする。
- ③試合などで他校などへ行く時は、上記の服装、または制服とする。自転車を利用する時は、必ず賠償責任保険に加入し、ヘルメットを着用すること。

### (4) 部室の利用について

- ①部活動以外での使用はしない。
- ②活動中、活動後は施錠し、鍵は所定の場所に管理しておく。鍵の持ち出しは、必ず教師の許可を得ること。土日は顧問教師が鍵の管理をする。

### (5) テスト期間中の部活動について

- ①原則として、定期考査一週間前は活動停止期間とする。
- ②中体連主催の総合体育大会と新人大会が考査最終日から10日以内に開催される場合は、保護者・校長の許可を得て、放課後90分程度の活動を行ってもよい。ただし、試験の前日は活動しない。

### (6) 休業日における警報発令について

- ①午前7時現在、姫路市に「大雨」「洪水」「暴風雨」「暴風」「大雪」「津波」のいずれかの警報が発令されている場合、午前の活動は中止とする。
- ②午前10時現在、警報が解除になった場合、12時より活動可能とする。
- ③午前10時現在、警報が解除されなければ、部活動は中止する。
- ④部活動中に警報が発令された場合は、その事象や状況に応じて適切に対応する。

### (7) 入部・退部について

- ①入部に際しては、自らの興味や関心、適性などをよく考えて選ぶこと。
- ②入部できる学年は7～9年生とし、入部する時には、入部届を提出すること。
- ③原則、複数の部活動を兼ねることは認めない。
- ④部活動は3年間継続することを原則とする。しかし特別な事情があれば本人、保護者、顧問と学級担任で退部について協議する。

## 6 設置部活動（令和5年9月1日現在）

運動部：軟式野球部（休部） 陸上競技部 女子ソフトテニス部 男子バスケットボール部  
女子バスケットボール部 女子バレーボール部 男子卓球部 女子卓球部

文化部：音楽部 美術部 茶華道部